

火薬類輸入許可申請の手引（千葉県 産業保安課作成）に関する  
よくある質問と回答について

【申請に関して】

Q 1 火薬類輸入許可申請書の「貯蔵又は保管場所」について、火薬類を輸入後、火薬庫 A に貯蔵するが、その後、火薬庫 B に貯蔵場所を移す。この場合、当該欄は、火薬庫 A と火薬庫 B の両方の情報を記載すればよいか。

A 1 輸入後、最初に貯蔵する火薬庫 A についてのみ記載してください。

Q 2 火薬類輸入許可申請書の「貯蔵又は保管場所」について、輸入後、火工品を火薬庫に貯蔵することなく、すぐにヘリコプターに装着する。この場合、当該欄は、どのように記載すればよいか。

A 2 次のとおり記載してください。

〇〇所有のヘリコプターに装着

（千葉県〇〇市〇〇〇） （ ）内は、ヘリコプターに火工品を装着する場所の住所

【許可書の受け取りについて】

Q 3 申請から許可書の発行まで、どのくらいの期間がかかるのか。

A 3 申請書を受理してから許可までに、概ね 7 日間かかります。余裕をもって申請してください。

Q 4 発行された許可書の受け取り方法はどうか。

A 4 当課窓口まで取りに来ていただくか、申請時に返信用封筒（切手が貼り付けてあり、宛先記入済みのもの）を用意していただければ、その返信用封筒に許可書を同封して郵送します。

Q 5 発行された許可書を pdf 等の電子データでもらうことはできるか。

A 5 許可書の電子データでの送付はしません。

【許可書の返納について】

Q 6 輸入許可申請をし、許可書を取得したが、許可書を使用しなかった。どうすればよいのか。

A 6 記載事項変更届により、許可書の原本を返納してください。

【輸入届について】

Q 7 火薬類輸入届は、いつまでに提出すればよいのか。

A 7 輸入後、遅滞なく提出してください。

【輸入許可期間の延長について】

Q 8 許可書に記載の輸入許可期間を延長することはできるか。

A 8 やむを得ない理由により、許可期間内に輸入が出来ない場合は、記載事項変更届により輸入許可期間の延長が出来ます。

ただし、輸入許可期間を過ぎてからの延長は、出来ませんのでご注意ください。

Q 9 申請書の收受日が令和2年7月10日で、許可書の輸入許可期間が、令和2年7月17日～令和2年11月16日である。輸入許可期間を最大まで延長した場合の期間はいつまでか。

A 9 延長は、最大で申請（收受）日から1年を超えない日までとなりますので、最大の期間は、令和3年7月9日までとなります（令和3年7月16日ではありません）。

Q 10 記載事項変更届の提出後、県からその受理通知書は発行されるのか。

A 10 記載事項変更届の提出後に、県から受理通知書は発行されません。副本に、收受印を押し、お渡しします。

【その他】

Q 11 輸入許可は、いつまでに受ければよいのか。

A 11 輸入許可は、本土に陸揚げする前（便が日本に到着する前）に受けなければなりません。通関する前ではありませんのでご注意ください。

Q 1 2 輸入許可を受けた火薬類が2便に分かれて陸揚げされた場合は、1つの許可が2便に適用されるか。

A 1 2 便ごとに輸入許可を受ける必要があるため、1便のみ許可が適用されます。

Q 1 3 平成24年経済産業省告示第14号(火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示)に該当する火工品は、火薬類取締法の規定による輸入許可は不要か。

A 1 3 省令(火薬類取締法施行規則第1条の4)や告示(平成24年経済産業省告示第14号(火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示))等により、火薬類取締法の適用を受けない火工品については、火薬類取締法の規定による輸入許可は不要です。

Q 1 4 輸入する火工品が、火薬類取締法の適用を受けない火工品であることを県で証明してくれるか。

A 1 4 県では証明しません。

Q 1 5 輸入許可を、「火工品 A 3個」で受けたが、輸入数量が「火工品 A 2個」となる場合、再度、輸入許可を取り直す必要があるか。

A 1 5 今回のような、許可数量より減る場合については、再度、許可を要しません。ただし、「火工品 A 5個」のように、許可数量より増える場合は、許可を取り直す必要があります。

Q 1 6 英語表記の輸入許可書は発行できるか。

A 1 6 出来ません。日本語のみとなります。

令和2年 8月26日

千葉県産業保安課 管理調整班 作成

(令和3年12月 1日 改訂)